

ため池の防災減災事業について(農林水産大臣宛て)

<u>指摘の背景となった対策工事の必要性が適切に判定されていないため池3,899か所の豪雨調査に係る国庫補助金交付額(1)(支出) 9億3271万円</u>
<u>指摘の背景となった対策工事の必要性が適切に判定されていないため池142か所の耐震調査に係る国庫補助金交付額(2)(支出) 17億9175万円</u>
<u>指摘の背景となったソフト対策が講じられておらず、それに係る調整等も行われていない要改修ため池1,342か所の詳細調査に係る国庫補助金交付額(3)(支出) 86億8037万円</u>
<u>(1)、(2)及び(3)の純計 103億5202万円</u>

1 事業の概要

(1) 防災減災事業の概要

農林水産省は、総合的な防災減災対策を実施する都道府県、市町村等(都道府県等)が実施する農村地域防災減災事業(防災減災事業)等に対して国庫補助金を交付している。このうち調査計画事業は、農業用ため池(ため池)等の農業用施設を対象にして、地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査等を実施する事業とされている。

(2) 農林水産省におけるため池に係る防災減災対策の取組

同省は、平成25年3月に、都道府県等に対して、ため池の現状を把握するための一斉点検を要請し、26年8月に、一斉点検の結果に応じて、豪雨に対する調査(豪雨調査)又は地震に対する調査(耐震調査)(これらを「詳細調査」)を実施すること、詳細調査の結果、豪雨又は地震に対して必要な性能を確保するための改修工事(対策工事)が必要とされたため池(要改修ため池)について、速やかな対策工事の実施に努めること、対策工事を実施するまでの間、監視・管理体制の強化等の措置(ソフト対策)を講ずるよう努めることなどを要請している。そして、都道府県等は、調査計画事業として、これらを業務委託により実施するなどしている。

(3) 対策工事の必要性の判定の際に考慮すべき項目

各都道府県等は、「土地改良事業設計指針「ため池整備」」(ため池指針)に示されている設計の基本事項、ため池改修の必要性を判断する事項等から照査方法を決定するなどして詳細調査を実施している。ため池指針によれば、設計洪水流量に対して、水理計算により堤体の余裕高(堤体余裕高)や洪水吐の断面(洪水吐断面)が不足していないかなどを照査することとされており、設計洪水流量は、200年確率洪水流量等に基づくなどして決定することとされている。

また、堤体が決壊した際の下流への影響(被災による影響)を考慮して、ため池ごとに重要度区分を決定し、重要度区分に応じた耐震性能が確保されているか照査することとされている。

(4) ため池の重要度区分と耐震性能

ため池指針によれば、ため池の重要度区分は、被災による影響に応じてAA種、A種及びB種に区分されており、耐震性能の照査については、レベル1地震動に対する照査(L1照査)は全ての重要度区分に実施すること、レベル2地震動に対する照査(L2照査)はAA種にのみ実施することとされている。そして、L1照査は安全率が1.2以上であることを、L2照査は堤体の沈下量が許容される沈下量を上回らないことを確認することとされている。

また、AA種の定義は、堤体下流に住宅地等があり施設周辺の人命・財産やライフラインへの影響が極めて大きい施設等とされている一方で、貯水量10万m³以上、堤高10m以上であることなどが一つの目安(規模等による目安)として示されているが、規模等による目安にとらわれるのではなく、被災による影響を考慮した十分な検討が必要であるとされている。

2 本院の検査結果

同省及び23府県において、25年度から30年度までの間に、防災減災事業により詳細調査が実施された10,346か所のため池を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

ア 豪雨調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

豪雨調査が実施された7県の7,860か所のため池のうち、3,936か所については要改修ため池と判定されていなかったが、このうち5県の3,899か所のため池(豪雨調査を含む業務委託124契約、契約金額計9億3406万円、国庫補助金交付額計9億3271万円)については、豪雨調査に当たり、堤体余裕高や洪水吐断面について、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査されていなかったりなどしていたため、対策工事の必要性が適切に判定されていなかった。

イ 耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

耐震調査が実施された23府県の3,199か所のため池のうち、21府県の2,774か所については、規模等による目安を満たさないことなどから、被災による影響を十分に検討することなく、AA種に該当しないとしてL2照査が実施されていなかった。しかし、規模等による目安は、AA種に設定する一つの目安にすぎないことから、ため池ハザードマップ等により、被災による影響を確認したところ、浸水想定区域に人口集中地区が存在し、被災による影響が極めて大きくAA種に該当すると認められるため池が16府県で131か所見受けられた。また、3県の11か所のため池については、安全率が1.2を下回っているのに要改修ため池と判定されていなかった。このように、耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていなかったため池が計142か所(耐震調査を含む業務委託104契約、契約金額計18億2121万円、国庫補助金交付額計17億9175万円)となっていた。

以上のようなことから、ア及びイについては、対策工事の必要性が適切に判定されておらず、必要な対策工事が実施されなかったり、対策工事が実施されるまでの間のソフト対策が適切に講じられなかつたりするおそれがあるなどの状況となっていた。

(2) 要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切なソフト対策が実施されていない事態

検査の対象とした10,346か所のため池のうち要改修ため池は23府県の5,604か所となっており、このうち5,351か所は対策工事に着手されていなかった。これらについて、詳細調査の結果に応じたソフト対策の実施状況を確認したところ、22府県の276市町村の1,554か所については特段のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所(詳細調査を含む業務委託775契約、契約金額計87億5255万円、国庫補助金交付額計86億8037万円)については、ソフト対策の具体的な内容が分からること、ソフト対策に係る調整等の必要性を十分に認識していないことなどから、ソフト対策の実施についてため池管理者等と特段の調整等は行われていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、詳細調査の実施に当たっては、ため池指針を参考とするなどして、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査を行ったり、規模等による目安だけではなく被災による影響を十分に検討して重要度区分を決定したりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導すること。また、対策工事の必要性が適切に判定されていなかったため池については、必要とされる照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討するよう指導すること

イ 都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係るソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、要改修ため池について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策が講じられるよう指導すること。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、ため池管理者等と速やかに調整するなどして、ソフト対策が講じられるよう指導すること